

# 下水道管路調査業務委託（R8）

## 仕 様 書

### 第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 本仕様書は、能美市（以下、「発注者」という。）が管理する下水道管渠施設内の点検工、調査工及び清掃工（以下、「業務」という。）に適用する。

2 本仕様書及び図面等（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者との協議により決定する。

（成果の所有等）

第 2 条 業務に伴って得られた資料及び成果は、発注者の所有とする。また、業務の成果等は発注者の承諾なしに公表しないこと。

（用語の定義）

第 3 条 指示とは、発注者の発議により発注者が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

2 承諾とは、受注者の発議により受注者が発注者に報告し、監督員が了解することをいう。

3 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

（法令等の遵守）

第 4 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等並びに発注者が他の企業等と締結している協定等を遵守すること。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働災害補償保険法
- (3) 消防法
- (4) 建設業法
- (5) 建築基準法
- (6) 港湾法
- (7) 毒物及び劇物取締法
- (8) 道路法
- (9) 下水道法
- (10) 中小企業退職金共済法
- (11) 道路交通法
- (12) 河川法
- (13) 電気事業法

- (14) 公害対策基本法
- (15) 騒音規制法
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (17) 水質汚濁防止法
- (18) 酸素欠乏症等防止規則
- (19) 労働安全衛生法
- (20) 騒音規制法
- (21) 環境基本法
- (22) 能美市公害防止条例

2 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとに行うこと。なお、建設業退職金共済制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(提出書類)

第5条 受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた後、業務に着手すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 担当技術者及び管理技術者等選任届
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) 清掃土砂運搬車両届
- (6) 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付)

2 提出書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。

3 受注者は、業務が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務引渡書
- (3) 支払請求書
- (4) 完了図書一式

4 前項各号のほか、監督員が提出を指示した書類は、速やかに提出すること。

(官公署への手続き)

第6条 受注者は、契約締結後速やかに関係官公署等に業務に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

(現場体制)

第7条 受注者は、契約締結後速やかに代理人並びに業務の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に代理人を常駐させて所定の業務に従事させること。

- 2 管渠内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- 3 受注者は、適正な業務の進捗を図るとともに、適切な人員を配置すること。

(下請負人の届出)

第8条 受注者は、業務の一部を下請負させる場合で、発注者がその下請負人の届出の提出を求めたときは、業務の着手に先立ち、「下請負人使用状況届」により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲及び下請負人に対する指導方法等について届け出ること。

- 2 業務の施行につき、著しく不相当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。この場合、受注者は、直ちに必要な措置を講ずること。

(地元住民等との協調)

第9条 受注者は、業務を実施するにあたり、必要に応じて地元住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得ること。

- 2 受注者は、地元住民等から要望等があったときは、遅滞なく監督員に報告し、指示を受けてから対応すること。

(損害賠償及び補償)

第10条 受注者は、下水道施設に損傷を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原形に復旧すること。

- 2 受注者は、作業にあたり万一注意事務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

(工程管理)

第11条 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

- 2 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。

(完了図書)

第12条 受注者は、後述する報告書を取りまとめて完了図書として提出すること。

- 2 提出は紙媒体をA4版で1部提出を基本とし、そのなかで必要なデータを電子媒体として添付する。
- 3 提出前に監督員とその内容について必ず協議すること。

(履行期限)

第13条 本業務の履行期限は令和8年11月30日とする。

## 第2章 安全管理

### (一般事項)

- 第1条 受注者は、公害災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- 2 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できる対策を講じておくこと。
- 3 事故防止を図るため、安全管理については、「業務実施計画書」に明示し、受注者の責任において実施すること。

### (安全教育)

- 第2条 受注者は、業務に従事する者に対して定期的に当該業務に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図ること。
- 2 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業について特別な教育を行うこと。

### (労働災害防止)

- 第3条 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、業務に従事する者の安全を図ること。
- 2 マンホール等に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録し監督員が提示を求めた場合はその指示に従うこと。
- 3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- 4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

### (公衆災害防止)

- 第4条 作業中は、常時現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに通行の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- 2 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めること。
- 3 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。本業務における交通誘導員の設計計上数量は、下記のとおりである。  
交通誘導員 24人
- 4 作業保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

- 5 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

(その他)

- 第5条 受注者は、業務にあたっては下水道施設又はガスパ等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- 2 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- 3 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに発注者に届けること。

### 第3 - 1章 点 検 工

(一般事項)

- 第1条 受注者は、「業務実施計画書」に点検箇所や順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、点検に着手すること。
- 2 受注者は、点検にあたり騒音規制法、振動規制法及び能美市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- 3 監督員が事故防止危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- 4 点検にあたり、道路その他の工作物を搬出汚泥等で汚染させないこと。万一汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
- 5 点検終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

(点検工)

- 第2条 受注者は、点検にあたり、事前に次の事項を記載した業務実施計画書を提出すること。
  - (1) 点検概要
  - (2) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
  - (3) 点検計画（使用機器、作業方法、実施工程等）
  - (4) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等）
  - (5) その他監督員の指示する事項
- 2 点検の実施にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。
- 3 点検は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、侵入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂堆積、接続管渠の管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について、地上からの目視によって異常の有無を確認し、写真撮影を行うものとする。

写真撮影は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行き、マンホール1箇所あたり3枚以上を標準とする。

点検項目とその内容は次のとおりとする。

- (1) 下水の流下及び堆積状況：①管内沈殿物の状況 ②管内不法投棄 ③流下物による閉塞等
- (2) 施設の状況：①管内の損傷や不同沈下 ②マンホール蓋の据付け不良や破損 ③漏水・侵入水
- (3) その他：①悪質汚水、危険性ガスの有無 ②異常悪臭 ③不正使用や不法占拠 ④公共用水域への汚水流出

(報告書)

第3条 点検結果は、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領 ー管路施設編ー」(2020版)の参考ー1記載の巡視・点検報告書記載要領により報告書を提出すること。

2 調査結果の記録については、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領 ー管路施設編ー」(2020版)の参考ー1記載の表1-1を参考にすること。

3 納品する図書は次のとおりとする。

- (1) 報告書
- (2) 写真帳
- (3) その他監督員の指示するもの

## 第3 - 2章 調 査 工

(一般事項)

第1条 受注者は、「業務実施計画書」に調査箇所や調査順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、調査に着手すること。

2 調査にあたっては、管口を傷めないようガイドローラー等を使用するなど必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

3 調査にあたり仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は上流に溢水が起きない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。

4 受注者は、調査にあたり騒音規制法、振動規制法及び能美市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

5 監督員が事故防止危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。

6 調査にあたり、道路その他の工作物を搬出汚泥等で汚染させないこと。万一汚損させたときは、調査終了の都度洗浄清掃すること。

7 調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

(調査工)

第2条 受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した業務実施計画書を提出すること。

- (1) 調査概要
- (2) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- (3) 調査計画（使用機器、調査方法、実施工程表等）
- (4) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等）
- (5) その他監督員の指示する事項

2 調査の実施にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。

3 TVカメラによる調査

- (1) 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合の洗浄水は監督員との協議により調達先を選定すること。
- (2) 本管の調査は原則として上流から下流に向けTVカメラを移動させながら行うこと。
- (3) 本管調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、侵入水等について異常の程度を確認し全区間について撮影し、DVD等に収録すること。
- (4) 本管内の異常箇所の位置表示は上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- (5) 取付け管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- (6) 管渠内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像を保存するものとする。
- (7) 撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し承諾を得なければならない。
- (8) 伏越し管渠調査は、取付け管調査用TVカメラを使用すること。

4 調査の続行が困難となった場合は、直ちに監督員に報告し指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(報告書)

第3条 調査結果は、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領 一管路施設編一」（2020版）の参考-1記載の調査報告書記載要領により報告書を提出すること。

2 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。

なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、距離等を表示すること。

- 3 調査結果の判定基準については、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領 ー管路施設編ー」（2020版）の参考ー1記載の表1-3～1-5に基づき、表1-6～1-11に示す記録表を参考にすること。
- 4 納品する図書は次のとおりとする。
  - (1) 報告書
  - (2) 写真帳
  - (3) DVD等
  - (4) その他監督員の指示するもの

### 第 3 - 3 章 清掃工

#### （一般事項）

- 第1条 受注者は、「業務実施計画書」に作業箇所、作業順序を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- 2 作業に当たっては、管口を傷めないようガイドローラー等を使用するなど必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
  - 3 作業にあたり仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
  - 4 受注者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法及び能美市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
  - 5 受注者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
  - 6 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出汚泥等で汚染させないこと。万一汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
  - 7 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

#### （清掃工）

- 第2条 受注者は、作業にあたり、事前に次の事項を記載した業務実施計画書を提出すること。
- (1) 作業概要
  - (2) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
  - (3) 作業計画（使用機器、作業方法、実施工程表等）
  - (4) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等）
  - (5) その他監督員の指示する事項
- 2 作業の実施にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。
  - 3 作業にあたっては、下流側に汚泥等を流出させてはならない。万一下流側に汚泥を流出させた場合は、影響区間の流出汚泥等を受注者の責任で取り除くこと。

- 4 受注者は、汚泥等の運搬にあたり、下記事項を遵守すること。
  - (1) 作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
  - (2) 運搬車両は、事前に発注者に届出を行うこと。
  - (3) 運搬車両は、その使用にあたって、汚泥等の流出・飛散並びに臭気漏出のおそれがない構造の車両とすること。
  - (4) 積込にあたっては、汚泥の飛散により通行者及びその他の工作物を汚染させないように措置を講ずること。
  - (5) 汚泥等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
  - (6) 汚泥等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- 5 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。

(報告書)

第3条 管渠清掃実績及び状況等の履行の確保が確認できる資料（日報、写真、清掃実施管路図等）をまとめ、報告書を提出すること。

- 2 納品する図書は次のとおりとする。
  - (1) 報告書（日報、写真、清掃実施管路図等）
  - (2) マニフェスト伝票
  - (3) その他監督員の指示するもの

## 第4章 その他

(その他)

- 第1条 業務箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。
- 2 設計図書に特に明示していない事項であっても、業務実施上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- 3 特に定めていない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。